

小峰孝雄副管理者に反省を求める決議

小峰孝雄副管理者は、去る1月6日、特定の地権者が「土地及び立木の売買に関する仮契約書」に署名及び捺印した事で、(仮称)鳩山新ごみ焼却施設建設用地の取得が整った旨を、鳩山町大字泉井地内の人達の前で話をした。そして、1月10日、このことは、個人情報漏えいにあたる行為として、当該地権者から抗議文が提出される事態となった。

小峰孝雄副管理者が、特定の地権者の契約状況を地域住民に明らかにしたこのことは、軽率かつ不用意な発言であり、本組合への信頼を著しく損ねるもので、甚だ遺憾である。

よって、本組合議会は、小峰孝雄副管理者に対し、当該地権者との信頼を速やかに回復すること、今後このような事が決してないよう、強く反省を求めるものである。

平成29年2月8日

埼玉西部環境保全組合議会